

1 議事日程(5日目)

〔平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会〕

平成18年3月27日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第3号 財産の譲渡(都府楼保育所)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第2 議案第4号 財産の無償貸付け(都府楼保育所)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第3 議案第5号 財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について(建設経済常任委員会)
- 日程第4 議案第6号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第7号 太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第8号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第9号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第10号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第11号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第10 議案第12号 大宰府展示館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第11 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について(建設経済常任委員会)
- 日程第12 議案第14号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第15号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第14 議案第16号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第15 議案第19号 福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について(環境厚生常任委員会)
- 日程第16 議案第20号 大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について(環境厚生常任委員会)
- 日程第17 議案第21号 太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第18 議案第22号 太宰府市国民保護協議会条例の制定について(総務文教常任委員会)

- 日程第19 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第20 議案第24号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第21 議案第25号 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第22 議案第26号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第23 議案第27号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第24 議案第28号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第25 議案第29号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第26 議案第30号 太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第27 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第28 議案第32号 太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第29 議案第33号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第30 議案第34号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第31 議案第35号 太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第32 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について（各常任委員会）
- 日程第33 議案第37号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第34 議案第38号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第35 議案第39号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第36 議案第40号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1

- 号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第37 議案第41号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第38 議案第42号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第39 議案第43号 平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第40 議案第44号 平成18年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第41 議案第45号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第42 議案第46号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第43 議案第47号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第44 議案第48号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第45 議案第49号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第46 議案第50号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第47 議案第51号 平成18年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第48 議案第52号 平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第49 議案第53号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第50 議案第54号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第51 議案第55号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第52 請願第5号
(H17.12月上程分) 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第53 請願第1号 「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書(総務文教常任委員会)
- 日程第54 請願第2号 「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書(総務文教常任委員会)
- 日程第55 意見書第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書(環境厚生常任委員会)
- 日程第56 意見書第2号 「最低保障年金制度」の創設を求める意見書

- 日程第57 太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について
- 日程第58 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について
- 日程第59 議員の派遣について
- 日程第60 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」及び日程第2、議案第4号「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

日程第1及び日程第2は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」及び議案第4号「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、一括して審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第3号につきましては、都府楼保育所の建物を社会福祉法人「飛鳥会」に無償譲渡することを提案されたものです。

審査における主な内容ですが、社会福祉法人「飛鳥会」とは既に建物無償譲渡の仮契約を締結しているということであり、その仮契約書を執行部に提出いただき、その契約内容について、慎重に審査し、今後、建物の修繕や建てかえが生じた場合、無償譲渡先である法人の責任において行うことや、契約の解除要件等について、執行部に確認いたしました。

議案第4号につきましては、都府楼保育所の土地を議案第3号と同じく、社会福祉法人「飛鳥会」に無償貸付けを行うものですが、無償貸付けを行うことについて、問題はないとの説明を受けたため、委員からのさしたる質疑はありませんでした。

議案第3号及び議案第4号の質疑を終わり、討論において、都府楼保育所を民間に移譲する

ことそのものに反対しているため、議案第3号及び議案第4号については反対するとの討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第3号及び議案第4号については、大多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第3号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第4号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第3号、議案第4号は、関連があり、一括して反対討論を行います。

議案第3号の財産の譲渡、公立都府楼保育所を民間移譲することに対しては、これまで再三反対の立場で質問をさせていただきました。市民は、公立の保育所としての信頼と安心感を持って入所を希望しておりました。私立保育所の運営は、一般質問でも指摘したように、保育士の給与基準は5年を平均としており、長期間の勤務としては経営上できない状況も考えられ、その結果、保育士の入れかえがあります。児童が保育士に慣れてきた時点で様々な問題も発生します。また、民間譲渡により、公立保育所で勤務していた保育士の勤務変更など様々な問題があり、技術職が一般職に編入され、勤続年数によっては役職者になり、今まで保育士としての経験は生かされず、行政事務執行上の問題などがあるとの立場で発言をしてきましたので、議案第3号の財産の譲渡及び議案第4号の土地の無償貸付けについては反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長 (村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第 3 号は可決されました。

可決 賛成 17 名、反対 2 名 午前 10 時 06 分

議長 (村山弘行議員) 次に、議案第 4 号「財産の無償貸付け (都府楼保育所) について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19 番武藤哲志議員。

(19 番武藤哲志議員「一括」と呼ぶ)

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 4 号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長 (村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第 4 号は可決されました。

可決 賛成 17 名、反対 2 名 午前 10 時 07 分

~~~~~

日程第 3 議案第 5 号 財産の取得 ( 福岡県立看護専門学校跡地 ) について

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第 3、議案第 5 号「財産の取得 ( 福岡県立看護専門学校跡地 ) について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[ 14 番 佐伯修議員 登壇 ]

14 番 ( 佐伯 修議員 ) 皆さん、おはようございます。

3 月 6 日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第 5 号「財産の取得 ( 福岡県立看護専門学校跡地 ) について」につきましては、3 月 9 日、3 月 23 日の 2 日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

この土地につきましては、看護専門学校が移転したときには市で有効活用したいので譲っていただきたいと県に要望してきた過去からの経過と、この用地取得に際して、現在の市の財政事情が非常に厳しいということもあり、県の条例に基づく減免措置の適用を受けるために、福祉施設、防災施設、体育施設を含む生涯学習施設の 3 つの施設を設置することを条件として購入するとの説明がありました。

審査において、いろいろと質疑が出されましたが、契約書案の中に 10 年以内に 3 つの施設を

建てること、特に総合体育館を建てることを約束するのが問題であるということで、特にこの点についての質疑が集中いたしました。

このことについては、将来の財政事情やまちづくりの問題などのいろいろな事情から約束どおりの活用ができない場合は、契約書の第5条にただし書きとして、「県の承諾を受けたときはこの限りではない」という条文を入れており、県との協議で変更することができるというもので、県と市の間で了解済みであることを確認しております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第5号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

日程第4から日程第10まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第10、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第10までを一括議題とします。

日程第4から日程第10までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から議案第8号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」の補足説明を受け、議案第6号から議案第8号までの指定管理者を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団として、指定期間を平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間とすること。議案第6号の太宰府市体育センターの年間指定管理料は年間440万円、議案第7号の太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理料は117万5千円、議案第8号の太宰府市立大佐野スポーツ公園は、指定管理料を240万円とする補足説明がありました。

委員から今回公募をしなかった理由、今回の指定管理期間終了後は公募を行うのか、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理者となった施設において、経費が節減された部分の詳しい資料の提出ができるかなどについて質疑が出され、まず昨年、利用者の多い2施設の一般公募を行った。今回は収入の見込みが少ない施設であることから、公募をしなかった。今後、公募をする、しないについては、まず1年間の状況を見ながら判断していく。経費の節減された部分については、議会でも報告を行うという説明があり、その他関連した質疑が行われました。

討論では、委員から、議案第6号に対する賛成討論として、今後の報告に当たっては細かい収支の報告をお願いすること、また太宰府市文化スポーツ振興財団のあり方について整理をってもらうよう要望がありました。

議案第7号、議案第8号に対する討論はなく、採決の結果、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」、議案第7号「太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について」、議案第8号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」は、同じく太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として指定期間を平成18年度から2年間とすること、指定管理料7,200万円という補足説明がありました。

委員から指定管理者制度導入に当たり、まず市内公共施設の現状の検証をすべきであったと思うが、そのことに対する市の考え方について、太宰府市文化スポーツ振興財団そのもののあり方についてなどの質疑に対して、指定管理に際し、仕様書を作成する中で様々な問題点が出

てきたので、管理監督を十分にしながら今後の行政サービスにつなげていきたい、文化スポーツ振興財団のあり方について検討するための組織を作って早く結論を出すようにしているが、まだ組織の編成まで至っていないとの回答でした。その他にも関連して質疑がありました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第9号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」は、指定管理者は太宰府市文化スポーツ振興財団で、指定期間は平成18年4月1日から2年間、指定料は3,608万9千円で、指定管理者は中央公民館との複合化の中で1階の本館（延べ面積1,782㎡）の管理及び図書館運営業務を行うという補足説明がありました。

委員からの質疑の中で、指定管理になった場合の職員の配置については現行と変わらないということを確認しております。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」は、太宰府市文化ふれあい館を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間、指定管理者として指定し、指定管理料は4,943万7千円で、指定管理者は館の管理と運営業務を行うとの説明がありました。

質疑を終え、討論もなく、議案第11号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」は、大宰府展示館を財団法人古都大宰府保存協会に平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間、指定管理者として指定し、指定管理料は年間254万円で、大宰府展示館の管理業務を行うとの補足説明がありました。

委員からは財団法人古都保存協会の理事に対して理事会での承認を取った経過があるかという質疑に対して、財団法人古都大宰府保存協会へは太宰府市として説明を行っているとの回答がありました。

質疑を終え、討論もなく、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第6号の委員長の報告に対し質疑はありまんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第7号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第8号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第9号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第10号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第11号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第12号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時22分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第7号「太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時22分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第8号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定

について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第9号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」は、反対の立場から討論をいたします。

地方自治法の244条の2第3項は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに指定管理者制度を適用する」としています。図書館の設置の目的は、住民の資料、情報の要求にこたえることが基礎としてありますが、指定管理者制度に移行させる上でも当然これが達成され、少なくとも現行のサービスを低下させることがあってはなりません。図書館は、図書館法第17条で入館料、資料利用の対価徴収を禁じていますので、収入は見込めません。今回、指定管理者を引き続き太宰府市文化スポーツ振興財団にし、指定管理料として3,608万9千円を計上していますが、管理運営を委託していた平成17年の委託料と比較をしますと、その差が246万7千円となっています。管理運営の費用が減額になった分どこにしわ寄

せがくるのか、それが図書購入費の減額や移動図書館（すくすく号）の運行の見直しなどにつながるのなら、指定管理者制度に移行させる必要性は全くないということになるのではないのでしょうか。

図書館を指定管理者制度に適用することについては、社団法人日本図書館協会も、「公立図書館の目的達成に有効とは言えず、基本的になじまない」と、結論づけております。今回、議案提案されるに当たりまして、図書館協議会で十分な論議がなされたのか、指定管理者制度で市民サービスの向上が図れるのかなどの検討が十分にされたのか、その辺があいまいなままで指定管理者制度に移行をさせるのは早急な判断だというふうに思います。議決された後として、平成20年3月31日までが指定期間となっておりますけれども、この2年間の間に直営に戻すことも選択肢の一つに入れて再度検討することを要求し、反対討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第10号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時26分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第11号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第11号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時26分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第12号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時27分

~~~~~

日程第11 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について

議長(村山弘行議員) 日程第11、議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

14番(佐伯 修議員) 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、太宰府歴史スポーツ公園内の管理棟、弓道場、相撲場、テニスコート、多目的広場の有料公園施設として指定している部分の管理運営業務を行う指定管理者を、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定する議案です。

審査において、指定管理者に支払う指定管理料は年間400万円で、そのほとんどが管理棟に置く管理人に支払う人件費であること、平成17年度予算で委託料から市に入ってくる収入を差し引いた実質の委託料462万7千円と比較すると、62万7千円の節約効果があることなどを質疑の中で確認しております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第13号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第13号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分

~~~~~

日程第12と日程第13を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第12、議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第13、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12及び日程第13を一括議題とします。

日程第12及び日程第13は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、一括して審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第14号につきましては、太宰府市女性センタールミナスの管理運営業務を行う指定管理者に、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を候補者として選定したために、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由については、市長の提案理由のとおりであります。

次の議案第15号につきましては、太宰府市立老人福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者に、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を候補者として選定したために、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由については、市長の提案理由のとおりであります

が、委員会における補足説明において、当該施設が開館した昭和51年以来、その管理運営を当該団体に委託し、絶えずそのノウハウを持っていること、また総合福祉センターと構造的に一体であり、施設の管理運営上の問題があることから、当該団体を指定管理者として選定したとの説明がありました。

この2議案については、指定管理者仕様書及び指定管理者随意協定委託料比較表を審査資料として委員会に提出いただき、平成17年度の委託料と平成18年度の指定管理料の予算額の相違点等について、執行部に確認し、慎重に審査いたしました。

議案第14号及び議案第15号の質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第14号及び議案第15号については、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第14号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第15号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第14号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第15号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分

~~~~~

日程第14 議案第16号 市道路線の認定について

議長(村山弘行議員) 日程第14、議案第16号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番(佐伯 修議員) 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第16号「市道路線の認定について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、現地調査を行い、慎重に審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、関屋・正尻線の1路線です。本路線は、通古賀地区の都市再生整備計画に基づいて整備され、通古賀土地区画整理区域内を南北に縦断する総延長526.8mの路線です。

審査において、完成時期については計画は未定ですが、平成18年、平成19年の2年間で整備する予定であることを確認しております。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第16号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第16号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分

~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第15、議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」及び日程第16、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

日程第15及び日程第16は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」及び議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、一括して審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第19号につきましては、可燃ごみ処理に関する事務を太宰府市、福岡市、春日市、大野城市、那珂川町の4市1町で共同処理するために、福岡都市圏南部環境事業組合を設け、当該組合の規約に関する関係市町との協議について議決を求められたものです。

審査において、組合事務所を春日市に置くこと、組合職員は組合構成市町から職員を派遣すること、また平成18年度当組合への本市負担として1,381万8千円を予定しているとのこと等を確認しました。

なお、平成28年以降の新施設建設の候補地については、現在、施設検討委員会において検討している途中であるとのことです。

次の議案第20号につきましては、さきに報告しました福岡都市圏南部環境事業組合設置に伴い、大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務との整合性を図るために、規約の一部を変更するためのものですが、本議案に対する委員からの質疑はありませんでした。

議案第19号及び議案第20号についての質疑を終わり、議案第19号の討論において、ごみの減量を一番考えることが大切であるため、新たな施設を建設するという議論を進めることには賛成できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第19号及び議案第20号については、大多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」討論を行います。

通告が 있습니다ので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第19号については反対の立場から討論をいたします。

この組合は、10年後新たに中間処理施設等最終処分場を新たに建設するということを前提に設置をされるものです。福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会では、関係の市や町がごみ減量に力を入れ、減少の方向に向かえば、新設しないという選択肢もあると、そういう議論もなされていたはずですが、しかし、そのごみ減量推進の計画も実行も何もいまま建設ありきの組合設立は、ごみ減量やりサイクル、資源化の方向性とは逆行したものであると思います。市は、大野城太宰府環境施設組合で新たに炉を建設するよりも、福岡市へ委託をした方が経費が安く上がると言って委託を決めました。しかし、長期的に見ますと、連絡協議会の負担金、今後発生する組合負担金や建設負担金、新建設地への地元負担金など、広域化したことでその負担は当初の見込み以上に膨らむのではないかと、そのような気がいたしております。もともと廃棄物処理は、区域内で処理すべきものですから、広域化したこと自体反対をしておりまして、今回の組合の設立についても反対をいたします。

次の第20号の議案についても、関連ですから反対を表明いたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第19号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時43分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第20号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時44分

~~~~~

日程第17と日程第18を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第17、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」及び日程第18、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

日程第17及び日程第18は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[ 19番 武藤哲志議員 登壇 ]

19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」及び議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」は、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体、指定公共機関の責務をはじめ、住民の避難等に関する措置、避難住民の救援に関する措置等について定めることにより、国全体として万全の体制を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として制定された国民保護法に基づいて制定するものであるとの説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

まず、条例案第4条の「部」とは何かを協議、検討するというものなのかとの質疑に対して、想定としては災害等が起こったときに、市では災害対策本部という組織を設けるが、その中で本部班、情報収発班などの班が、第4条の「部」と同じ意味合いのものであるという回答でした。また、武力攻撃事態等を想定してどう対応すべきかということが問題であると思うが、この条例制定後、市ではどのような対応を考えているのかとの質疑に対して、対策本部条例では所掌として、住民の避難、避難したときの措置、その際の対応をどのようにしたらよいかと協議の場を考えると市の災害対策本部の組織を活用し、なお整合を持たせることが適切であるという考えにより対応するとの回答がありました。

討論では、国民保護法には反対の立場であるが、同法も制定され、緊急事態を想定した場合、やむを得ないという考え方として賛成討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」は、国民保護法で定められた国民保護計画を作成するための諮問機関としての太宰府市国民保護協議会の組織及び運営に関する必要な項目を定めるために条例を制定するものであるという説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

まず、条例案第2条の協議会の委員定数25名の構成メンバーはどのような方を考えているのか、そして協議会の会議は年に何回の開催を想定しているのかとの質疑に対して、構成メンバーの内訳として、太宰府市の区域を管轄する指定地方行政職員（国の出先機関職員）及び自衛隊に属する者、福岡県の職員（警察職員）、太宰府市助役、太宰府市教育長、消防長、太宰府市の職員、市の区域で業務を行う指定公共機関職員として（ガス、電力、電話会社等）及び見識者という構成になる。協議会の会議は平成18年度に年3回の開催を想定しているとの回答がありました。ほかに国民保護計画についての具体的な内容と拘束力が発生するかどうか、またいつまでに策定される予定なのかという質疑に対して、大まかには平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、何か起こったときの復旧を盛り込むように通達が来ている。法律の中では様々な制約があるが、憲法で保障される基本的人権が当然遵守されなければならないという

たわれており、お願いはするが、拘束力は発生しない。また、この計画は平成18年度末を目処としているという回答がありました。また、ほかにも関連する質疑が行われました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第21号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第22号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」討論を行います。

通告が来ていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第21号、議案第22号は関連があり、一括して反対討論を行います。

総務文教委員会では、委員長として討論ができませんでしたので、行います。

「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」と「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に由来しています。この法律は、2003年6月武力攻撃事態法に基づいて、2004年6月に米軍支援法や特定公共施設利用法などとともに成立したものです。武力攻撃などの意味は、我が国に対する外部からの武力攻撃事態や攻撃が発生した場合や発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態、武力攻撃予測等を規定しています。日本への限定攻撃は、米ソの世界的対決の中でのみある得るとというのが公式見解ですから、ソ連が崩壊した今日、武力攻撃事態法と武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律などの有事関連法案は根拠のないもので、アメリカがアジア太平洋で起こす先制戦略による戦争に日本を参加させるための体制づくりです。この法律は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の第4条で国民の協力と第11条から第64条にかけて地方自治体の役割を規定しています。さらに、第77条から民間を含むあらゆる機関に組織的に協力を求め、第188条からは罰則を規定しています。これは国民保護に名をかりた国民総動員体制づくりであり、戦前の侵略戦争の過ちを再び繰り返さないと日本国民のすべてが願って制定した日本国憲法を否

定するもので、断じて容認できません。

よって、議案第21号、関連する議案第22号については、反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時56分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時56分

~~~~~

日程第19 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第19、議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」につきま

しては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

現在制定している基金条例では、保険給付費に要する費用に不足が生じた場合に限りとなっており、介護納付金の財源に充てられないことになっているため、今回、新たに条例を制定し、国民健康保険事業特別会計の財源に不足が生じる場合に限り、適用範囲を広げ、介護納付金の財源にも充てられるようにするものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第23号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時59分

議長（村山弘行議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第20から日程第26まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第20、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」から日程

第26、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第20から日程第26までを一括議題とします。

日程第20から日程第26までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」から議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」は、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」は、条文中の誤字を整理するものと、平成18年4月1日付で実施される行政機構の一部見直しにより、所管課が「総務部行政経営課」から「総務部総務課」に変わるもので、それを改めるためのものであるという説明がありました。

議案に関連して、今年報酬等審議会を開催する予定があるかとの質疑があり、今後としては社会情勢や給与の全体的な動きも視野に入れながら時期が来れば補正予算を計上し、開催するという回答がありました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」は、主に個人情報保護条例との整合を図るための改正であるとの補足説明がありました。

委員からはさしたる質疑もなく、討論として、情報公開についてできる限り素早い対応と積極的な情報公開を行い、この条例を遵守していただきたいとの賛成討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第25号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」は、委員全一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号「太宰府市営住民管理条例の一部を改正する条例について」は、土地区画整理法及び公営住宅法施行令の改正に伴い条文の整理を行うとの説明がありました。

本議案について、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第26号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険税の医療保険分と介護保険分の財政上の独立採算の原則を守り、国民健康保険財政の

運営の安定を図るために、国民健康保険税の介護保険分の所得割「0.7%」を「1.3%」に、同じく均等割「8,500円」を「1万5,000円」に改正するという説明がありました。

質疑において、近年における単年度収支が赤字になっているが、主な原因としてはどのようなものが挙げられるかという質疑に対して、基本的な部分として、本市においては平成12年から介護保険料を据え置いてきたことが一番の要因である。その他、介護保険の給付を受ける方々の増加も要因の一つであるということでした。その他、関連した質疑が行われました。

要望として、1人当たり平均1万円近く負担増になり、生活に与える影響は大きい。今後このような改正を行う場合、急激な負担がかからないような形で政策を進めてほしいとの要望が挙げられました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第27号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、教育委員会に属する太宰府市附属機関にある太宰府市同和教育推進委員会の名称及び担当する事務を、太宰府市人権・同和教育推進委員会に名称を変更することにより条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

さしたる質疑もなく、討論もありませんでした。採決の結果、議案第28号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」は、太宰府南小学校開放教室について、公共施設減免の改定方針に基づいて、小・中学校料金を新たに設定することに伴い、条例の一部を改正するもので、対象となる教室の使用料は市内者で1時間当たり大人の使用料金の20%、市外者は50%にしたいとの説明でありました。

質疑として、アンピシャス広場として利用している子どもたちからも使用料を徴収する考えがあるかという質疑に対して、アンピシャス広場としての利用については、結果として無料で利用できること、今回の提案は一般の利用者に対してのものであるとのことを確認しました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第29号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法の改正により公の施設については、指定管理者制度の移行が必要となったことから、条例の一部を改正するものであると説明がありました。

本案に対する質疑では、行政区長が指定管理者になることについて疑問があるということ、近隣市の状況の確認をするために休憩をとり、特別公務員である行政区長が指定管理者に

なれるのかどうかを確認いたしました。結果、近隣市においては、自治会長や行政区長と契約を行っているとのことでした。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第24号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第26号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第29号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号の委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第26号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時22分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 関連する部分が後で条例で出てきますので、ちょっと討論の文書が間に合いませんでしたので、これについては関連する議案がありますので、後で討論をしますので、賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時22分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時23分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第29号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時23分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分

~~~~~

日程第27 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第27、議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、市長からの提案理由でもあっておりましたが、佐野土地区画整理事業が平成17年度末で工事がほぼ完成することから、佐野区画整理事務所を本年3月31日で閉鎖し、今後の事務を市役所で行うことと、土地区画整立法が一部改正されたために施行規程を改正する条例案です。

本議案については、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第31号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時26分

~~~~~

日程第28から日程第31まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第28、議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第31、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第28から日程第31までを一括議題とします。

日程第28から日程第31までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の条例改正は、社会福祉法人が施設の新設や増設を行う場合の補助金について、これまで国及び県から直接社会福祉法人に対して補助金を交付していたものを、市を通して補助金を交付するように変更になったため、条例を改正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第32号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の条例改正は、児童福祉法及び知的障害者福祉法の改正による適用条文の改正と障害者自立支援法の施行により、条例を改正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第33号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」報告いたしま

す。

今回の条例改正は、現在、5段階で設定されている介護保険料を低所得者の保険料負担をできるだけ軽減するために、今までの第2段階の保険料を2つに分け、6段階での保険料に改正するものと、新たな介護保険制度の改正に伴い税制が改正されることによるものです。

なお、税制改正については、経過措置がなされるため、介護保険料においても平成18年度から2年間税制改正の影響を受ける方について、急激な上昇を抑えるための経過措置を講じることであり、経過措置後の保険料については、市の広報等で周知していくとのことでした。

補足説明後の質疑において、大野城市と那珂川町では、7段階での料金を設定されている。本市の料金段階の設定について、介護保険運営協議会ではどのような議論がなされたのかを確認したところ、大野城市、那珂川町の全体的な料金設定は、本市に比べ若干高目に設定されており、そういった料金設定を含めて、運営協議会には資料を提出し、審議いただいたとのことでした。

質疑を終わり、討論において、今回の改正や税制改正でお金がなければ介護が受けられない状況がこれから出てくると思われる。今の介護保険制度のあり方そのものに納得できないため、本議案については反対するとの討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第34号については大多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の条例改正は、福岡都市圏広域行政推進協議会を構成する市町村のうち、宗像市と大島村の合併に伴い村がなくなったこと及び食品衛生法の改正により、容器包装を規定した条文が変更されたことに伴い、条例を改正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第35号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第32号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第35号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時34分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時35分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」は反対の立場から討論をいたします。

今回の改正は、65歳以上の方が負担する介護保険料の見直しと地域包括支援センター運営協議会の設置に関する内容です。保険料は5段階から6段階になり、基準額で月額「3,750円」から「4,280円」、年間にしますと6,360円の負担増となります。制度の改正により、昨年10月から食費や居住費の自己負担、それから軽度の要介護者へのサービスの切り捨てなど、大

改悪が行われました。今年は、介護保険料の引き上げに加え、税制改正による所得税、住民税の増税や老人医療の自己負担引き上げなどが相次いで高齢者にかぶさってきます。その上、唯一の収入である年金給付もマイナス物価スライドによってわずかですが引き下げとなります。所得の少ない高齢者は、いよいよ介護保険の制度から排除をされてしまうのではないかと、そういう心配がぬぐえません。2008年度までに段階的に引き上げる激変緩和措置が設けられはしましたけれども、年々上がることに変わりはありませんし、2005年1月1日現在で65歳に達している人しか、これは適用されません。

先ほど議案第27号で40歳以上の第2号被保険者の保険料も同様に引き上げとなりますけれども、改正のたびに自己負担は増えるばかりです。本来なら、国が十分な予算措置を行わなければならないのに、平成18年度については国は介護保険事業予算を減らしています。本当に冷たい政治だと言わざるを得ません。今後、制度からこぼれる人が出ないように、実態を十分に把握をすること、そして保険料の減免措置を拡充するなど救済措置を設けることを要求して、反対討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時38分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時38分

~~~~~

日程第32 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について  
議長(村山弘行議員) 日程第32、議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の総務文教常任委員会所管分については、3月23日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、消防活動に必要な水量を確保するために、東ヶ丘区ほか1か所に消火栓を設置するため消火栓新設負担金として165万9千円の増額補正、看護専門学校跡地の一部を防災倉庫として使用するための土地建物購入費として822万4千円の増額補正、同じく看護専門学校跡地の一部を生涯学習施設用地として購入するための費用として2億3,123万4千円の増額補正が計上されております。

続きまして、歳入の主なものとしたしましては、看護専門学校跡地用地購入費として、公共施設整備基金からの繰入金が1億円、総合運動公園整備事業基金からの繰入金が1億3,100万円、その他、消防ポンプ自動車の購入に際し、助成金の助成率が50%から60%に上がったことによる102万9千円の増額補正が行われております。

その他、繰越明許費の補正として、期日前・不在者投票管理システム委託料が250万円計上されており、また指定管理者制度の導入による債務負担行為の補正が各施設行われております。

本議案の当委員会所管分に対する質疑を終わり、討論では、賛成討論として、公有財産の取得にあたっては、それを購入することによって今後の発生する維持管理費や補修費も含めた試算も出されて審議がスムーズにいくようにとお願いする要望がありました。

採決の結果、議案第36号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の当委員会所管分の主な補正は、歳出として、6款農林水産業費で572万1千円の増額、8款土木費で652万9千円の減額が補正されております。歳入は、歳出財源としての諸収入、市債が追加変更されております。また、繰越明許費補正では、サイン整備事業、地区道路整備事業など9事業の追加と1事業の変更、債務負担行為補正では、追加分として太宰府歴史スポーツ公園指定管理料、地方債では財源構成に伴う増額補正がされております。

審査において、各款各項の説明を詳細に受け、その都度不明な部分について回答を求めましたが、特に問題はありませんでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第36号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、3月10日、23日の2日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、看護学校跡地等の社会福祉施設購入費996万9千円の追加、平成17年7月から拡大した3歳以上4歳未満の外来医療費300万円の増、生活保護費の平成16年度決算に伴う国庫負担金及び補助金の精算返還金1,286万3千円の減、生活保護費受給者入所の厚生施設解散に伴う生活保護費2,997万4千円の減、ごみ袋販売枚数の見込み減に伴う消耗品費548万4千円の減、ごみ収集世帯増加等による塵芥収集運搬委託料623万9千円の増などが補正されており、歳入については、主にそれに伴う補正となっております。

審査において、3款民生費、1項社会福祉費の地域福祉促進事業関係費につきましては、執行部に対し委員から多くの質疑がありましたので、その主な内容について報告いたします。

まず、取得後の当該施設の利用目的については、具体的に何に利用するのか確定していない

とのことでしたが、本市西地区の地域福祉の拠点施設として、介護保険事業の制度改正に伴う高齢対策や社会福祉協議会をはじめとした福祉団体が行う事業に利用していただければとの考えを示されました。

それから、当該施設への初期投資としての改修、改築費については、地域振興部の試算によると、当該施設に約2,400万円の費用が見込まれているが、正式に見積もりを行っていないために、正確な金額は不明である。必要最小限の金額で改修等を行いたいとのことでありました。

また、当該施設の利用期間については、県との制約である10年間の利用後、用途の変更が生じる可能性もあるが、建物の耐用年数も残っており、できるだけ長期間利用したいとの考えを示されましたが、鉄筋建物の耐用年数は60年だが、建物の耐久年数の期間が最も重要ではないか、利用期間については、建物の耐久年数を踏まえて検討していくべきではないかという委員からの意見があり、期間については、今後検討し、計画していきたいとのことでありました。

本議案に対する質疑を終え、討論において、看護学校跡地等の社会福祉施設購入費に関して、以前いきいき情報センターの改修費用の見込み違いがあった。看護学校跡地の建物を見たところ、高額な改修費用を要する懸念もあり、改修費用等が正式に示されていない中での判断は難しい。以前のような見積もりの見込み違いがない対応をお願いしたいという要望を添えた賛成討論がありました。

また、同じく看護学校跡地等の社会福祉施設購入費に関して、今後の利用については、市民の代表である議会に報告し、意見をできるだけ尊重し、決定していただきたいとの要望を添えた賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、委員全員一致で議案第36号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 議案第36号に賛成討論いたします。

今回の補正予算の中で、県立看護専門学校跡地関連の補正予算額約2億5,000万円に対し、各委員会に分割付託し、審議がなされましたが、今後このような議案に対しましては、市側は財産取得における関係者との協議の内容、取得する土地の将来における活用の基本的考え方、また取得に関し発生する維持管理費や補修費、その試算額など、あらかじめ十分な情報を提供し

ていただき、慎重かつスムーズな審議ができますよう特段の配慮を要望いたし、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時53分

~~~~~

日程第33から日程第37まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第33、議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から日程第37、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第33から日程第37までを一括議題とします。

日程第33から日程第37までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入の療養費交付金等や歳出の療養費給付費等の補正によって、歳入歳出それぞれ1億470万6千円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第37号については委員全員一致で原案のとおり可決

すべきものと決定しました。

次に、議案第38号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入の国、県からの医療費負担金や歳出の償還金の補正によって、歳入歳出それぞれ4,653万1千円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第38号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」報告いたします。

今回の補正は、総額予算は変わらず、施設介護サービス給費費から、不足する在宅支援サービス費及び高額介護サービス費に充てるための予算の組み替えとなっております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第39号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、貸付金の繰上償還によって、歳入歳出それぞれ1,674万円の増額補正がなされております。

審査において執行部から補足説明を受けましたが、本議案に対する質疑、討論はなく、議案第40号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入の介護保険事業費補助金等や歳出の介護認定支援システム改修委託料等の補正によって、歳入歳出それぞれ3,290万円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第41号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第37号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第38号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第39号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第40号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、議案第41号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する
ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時59分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第38号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第
3号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する
ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時00分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第39号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算
(第4号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する
ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時00分

議長 (村山弘行議員) 次に、議案第40号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時01分

議長 (村山弘行議員) 次に、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算 (第1号) について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時02分

議長 (村山弘行議員) ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長 ( 村山弘行議員 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第38と日程第39を一括上程

議長 (村山弘行議員) お諮りします。

日程第38、議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算 (第3号) について」及

び日程第39、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第38及び日程第39を一括議題とします。

日程第38及び日程第39は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

それではまず、議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正の主な内容は、市長からの提案理由のとおりで、審査に当たり予算書3ページからの実施計画書兼事項別明細書をもとに、執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題はありませんでした。

委員から関連質疑があり、菅谷地区の工事が平成18年度に予定されていることと、アスベストを使用した石綿管は計画的に鋳鉄管に布設替えを行っていることを確認しております。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第42号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正の主な内容は、市長からの提案理由のとおりで、審査に当たり予算書4ページからの実施計画書兼事項別明細書をもとに、執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題はなく、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第43号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第42号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第43号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時05分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時05分

~~~~~

日程第40から日程第48まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第40、議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」から日程第48、議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第40から日程第48までを一括議題とします。

日程第40から日程第48までは予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」から議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、3月2日、第1日目の予算特別委員会で執行部から説明を受け、3月20日、22日の2日間にわたり、市長ほか助役、収入役、教育長及び各部課長出席のもとに具体的な審査を行いましたので、その結果について報告します。

まず、平成18年度の予算編成に当たっては、行政評価と連動した施策別枠配分方式で予算を配分する方式で編成された初めての予算ということです。

審査に当たりましては、平成18年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、審査資料を参考に質問形式により、平成18年度の施策に対して、できるだけ明らかになるよう審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、各委員のご協力、また提出いただきました執行部の皆様にご協力いただきまして、ありがとうございます。

初めに、議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業については、市長の提案理由説明、また予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに委員会においては、各委員の質疑に対して所管の部課長より詳細な説明を受けました。

審査の内容及び問題点、また委員から出されました指摘、意見、要望については、委員会の最後にご了承いただきましたように、後日、会議録が配付されますので、ご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計について」、議案第46号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第48号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第49号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」、議案第50号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」の6件の特別会計について一括して報告申し上げます。

特別会計予算については、款、項、目ごとに審査を行いました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第45号、議案第46号につきましては委

員全員一致で、議案第47号につきましては大多数で、議案第48号、議案第49号、議案第50号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号「平成18年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても、款、項、目ごとに慎重に審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、委員全員一致で議案第51号及び議案第52号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第44号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第45号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第47号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第48号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第49号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第50号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第51号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第52号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告が 있습니다ので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」は、反対の立場から討論をいたします。

政府の三位一体改革による国庫補助負担金の削減と税源移譲、地方交付税の削減で、各課とも予算編成においてはご苦労が多かったことと思います。少し国の予算編成にも触れますけれども、私ども日本共産党は、政府の進める三位一体改革に対し、国の責任後退と地方財源の大幅削減を目的とするものと批判をしてきました。加えて、平成18年度においては、地方自治体に対して職員の定数や給与の削減など、給与構造改革をはじめとした地方行革を強いる財源措置になっています。一方、定率減税の半減や高齢者控除の廃止など、税制改正による増税と社会保障の制度改悪によって市民には大きな負担増がのしかかります。平成18年度も個人市民税が増収となっていますが、これは政府の税制改悪によるもので、景気回復による増ではありません。暮らしが大変な中での増税です。

地方自治体としては、国の方針どおりに地方行革推進と法制度の運営を進めるしかないと言われるかもしれませんが、平成18年度は介護保険制度の見直し、障害者自立支援法の実施、医療制度改正など、まさに市民の暮らしと生命にかかわる法改正がメジロ押しです。財政不足の影響で、これまで自治体独自で行ってきた高齢者向けのサービスなどがいくつか削減・廃止をされたりしておりますけれども、納得がいかないのは、一般施策はどんどん切り捨てられているのに、同和対策の敬老年金、老人医療費、介護サービス費、5歳未満児医療費などについては、全く見直しがされていないことです。市はこの間、制度の見直しの際に、平等性ということを理由に挙げられますが、これこそ不平等と言えるのではないのでしょうか。全体的に所得格差が拡大し、低所得者層が増えている中で、いつまでも同和施策を聖域化することはやめるべきです。

次に、これも地方行革の一環として推進されているものですが、4月から公立都府楼保育所が民間に移譲されます。公務の民営化はコスト削減、効率化を目的としたもので、公的責任の放棄であり、特に子どもの発育に影響する保育の分野を市場のもうけ主義の対象にすることは認められないということで、民営化について反対をしてきました。

それから、一般廃棄物処理と火葬場の広域化について。

まず、ごみの方ですが、ごみ処理の広域化はもともとこれは厚生労働省の方針であります。広域で大型焼却炉を設置してそれをフル回転させてダイオキシンを削減するというものですが、これはごみ減量を全く無視した焼却炉産業に需要を与えるためのいわば大企業サービスの方針と言えます。24時間連続運転をさせるためには、それだけごみを出さなければならなくなるわけで、これはごみ減量、リサイクル、分別、資源化の方向とは完全に逆行している方針だと言わざるを得ません。10年後には、南部の焼却炉を新設するとして、組合設立が新年度予定をされていますが、廃棄物処理の広域化については大きな問題があると思います。

火葬場の広域化につきましても、災害時の対応、それから利用料の値上げの問題、組合負担金や地元負担金など、不明確な点も多く、認められません。とにかく広域化をすることで、議

会や市民からその内情がとて見えにくくなります。

以上、述べましたように、反対する理由はいくつかありますが、ただ平成18年度の予算の中で、平成18年度で具体化される子育て支援センターの設置、それから中学校ランチサービスの実施などは、これまで要求したことであり、その実施については大変うれしく思っております。そうした賛成の部分も含まれてはおりますけれども、認められない点が多々あることから、予算については反対をいたします。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 第44号議案に対し賛成討論いたします。

厳しい財政状況の中、平成18年度の予算編成に当たりましては、施策別配分方式の導入、地方債の発行額を25億円以下に抑えるなど、苦心された中、新規事業として中学校ランチサービスの開始、子育て支援センターの設置など、特筆すべき点があり、大変期待しております。しかしながら、以下の3点につき協議、検討していただき、今後見直しをされるよう要望いたします。

1点目は、まるごと博物館推進プロジェクトについてですが、この主な事業として、サイン整備費1,930万円、ガイド本作成800万円など、総額3,400万円の計上がなされています。今後、平成22年度までにこの事業が推進されることで、市内への来訪者が増え、地域の活性化が図られることを期待していますが、これまで太宰府市を訪れる観光客の実態調査や観光関連業者の数、売り上げなど、本格的な統計調査はなく、このことはまるごと博物館推進プロジェクトを推進していく上で大きな弱点ではないかと考えています。現状を把握し、来訪者のニーズを知るための本格的な統計調査費の計上を要請いたします。

2点目、行政区関連の予算につきましては、区長報酬と各種の補助金など、その総額は1億円を超す金額となっております。この金額の多寡を問題視するのではありませんが、現状の補助金のあり方では、地域に応じた運用はできず、市民と協働によるまちづくりを基本とする、市民ができることは市民でしていこうという自治の精神が育ちにくいと考えます。今後、この行政区への補助金のあり方を根本的に見直し、市民が参画できるようなあり方に考えていただきたく要望いたします。

3点目、まほろば号の運用につきましては、利用客の向上や路線の選定など、関係課におかれましては多大なご苦労があると思います。しかしながら、今後見直しをするに当たり路線の決定など、その協議の中に地域の市民を入れていただき、地域の実情に合わせて路線を決定できるようなシステムにさせていただき、市民との協働でまほろば号の乗客が増えていくようなシステムに変更していただくことを要望して、賛成といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」は、特別委員長でしたので、本日採決に当たり反対討論いたします。

平成18年度予算については、平成17年度の当初予算205億3,390万8千円に対し、平成18年度当初予算は186億2,808万円、前年と比較すると19億582万8千円の減額となっていて、予算編成上大変厳しいと感じられますが、平成17年の災害復旧、土木工事で18億4,435万7千円が終了した結果での予算編成ですので、前年度と余り変動はないと思います。今年度は、三位一体改革に基づいて、国は税法の改悪を行い、所得控除の廃止・縮小等で市民税が5億2,827万1千円増額になっているとして、交付税を縮小してきました。その結果、太宰府市は予算編成に対し、施策別枠配分方式という手法で一番大切にしなければならない福祉予算の廃止・縮小を行っている金額は8,411万4千円です。その内容は、在宅福祉予算をはじめ、年に1度の楽しみにしている敬老会の祝い金80歳、90歳の対象者530人に祝い金1万円の廃止で530万円を削っています。各行政区で敬老会のお弁当の準備などの費用1人当たり300円削っています。また、一般質問でも行いましたが、この不況時、病気や高齢者、収入のない親族の援助が受けられない市民の救済制度の生活保護予算1億1,645万円も当初予算より削減しています。また、納税者、児童・生徒、市民に無料の市民サービスとして充実しなければならない図書貸出制度の予算、図書購入費1,000万円の減額、地元業者育成の単独公共事業も大幅減額です。予算がないと言って公共施設使用料の減免廃止を行いました。一方、解放運動団体補助金、寄附金2,899万6千円を超える支出を行っています。太宰府市は、予算編成に対して県下の中でも行政改革は最大に進めていますし、あらゆる行政業務を指定管理者や委託しています。職員給与の引き下げ等により、自主財源は49%、国と県に依存する財源は51%となっています。今後は、大佐野土地区画整理事業に投資した211億5,100万円は、宅地開発により固定資産税や市民税への増収が考えられます。現在、区画整理基金として約4億5,000万円積み立てられており、一般会計に繰り入れを行い、福祉や教育の充実を図るべきです。ところが、平成18年度予算は市民に重い負担を押しつけている予算となっているので、反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 議案第44号「平成18年度太宰府市一般会計予算について」賛成の立場から討論いたします。

平成18年度太宰府市一般会計予算につきましては、国の三位一体の改革により、地方交付税及び臨時対策債が3億円減額されるような財源が減少する中、平成16年度の決算で経常収支比率98.7%と財政が硬直化する中、平成17年9月に策定されました第四次行政改革大綱の実施計画に掲げられておられます平成18年度の経常収支比率98%を目指し、財政健全化への取り組みとして、平成18年度の予算編成が行われましたことにつきまして、市の執行部並びに職員の皆様方のご努力に敬意を表します。

予算編成においては、こうした中で市民への痛みも求められました。子どもの健全育成のためにも必要な小学校施設の休日の開放が休止されました。市民の生涯学習への意欲を削減するような補助金の削減、公共施設の使用料減免の廃止、また高齢者の引きこもり対策、介護予防



対策として重要な役割を果たします地区公民館への整備補助の削減等、少し配慮が不足しているかと思いますが、市の活性化へ向けた取り組みとして、観光客の回遊性を高めるサイン計画、さらに宿泊施設、研究機関の誘致など、企業誘致へ向けた取り組み、都府楼保育所の民間への移譲による子育て支援活動の充実強化、長年の課題でありました中学校給食の実施、市内で一番遅れておりました高雄地区の基盤整備として、高雄中央通り整備に対する予算の重点配分、指定管理者制度の導入等、市民一人ひとりが誇りと愛情を持った魅力のあるまちづくり、安心・安全のまちづくりに向け、限られた財源の中、予算が編成されましたことは、高く評価いたします。予算の執行に当たられましたは、効率よく有効に執行されますようお願いいたします。私の賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時28分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第45号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時28分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時29分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) 議案第47号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」反対討論いたします。

議案第34号の介護保険条例の一部改正に基づき、平成18年度介護保険事業特別会計予算は大幅な増額になっています。1号保険者、2号保険者は、介護保険料の引き上げにより、特に国民健康保険加入者には大変な負担となります。今回提案された引き上げ幅は、所得割が0.6%引き上げられ1.3%、均等割が6,000円引き上げられ1万5,000円となります。高額所得者は頭打ちですが、所得の少ない方々には大変な負担です。政府は、公的年金等の控除の縮小と高齢者控除の廃止、定率減税の半減で、高齢者の所得125万円まで住民税が非課税でしたが、この制度を廃止しました。その結果、介護保険料の改悪で6人に1人が国民健康保険税と介護保険料の増額です。厚生労働省は、2年間の激変緩和の措置をとるように指導していますが、太宰府市の介護保険階層区分は主に第2、第3、第4階層が中心で、激変緩和措置をとっても第5階層になれば保険料は2倍の値上げです。市民に対して説明もなく、他の市町村と比較して高い保険料を負担させる結果になっており、平成18年度介護保険料は値上げをした予算として1億3,326万7千円の増額予算ですので、反対いたします。

以上です。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時32分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第48号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時32分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第49号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時33分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第50号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時33分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第51号「平成18年度太宰府市水道事業会計予算について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時34分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第52号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時34分

~~~~~

日程第49から日程第51まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第49、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第51、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第49から日程第51までを一括議題とします。

日程第49から日程第51までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第

55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は、3月23日に委員全員出席のもと委員会を開き、関連する議案として一括審査しました。その審査内容と結果を報告します。

議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、昨年8月15日の人事院勧告に基づく国家公務員給与の改定に準じて改正を行うもので、今回の勧告で給与制度について俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革であり、公務員賃金に地場給与を反映させるための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制、職責に応じた給与構造への転換、そして勤務成績の給与への反映などを柱とするもので、職員労働組合との団体交渉の結果、合意に至ったとの説明がありました。

質疑では本年4月から評価制度も導入するのか、その内容はどのような査定を行うのか、まただれが評価するのかという質疑に対して、現時点で制度的には設けていないが、5年以内に実施する方向で検討していきたい。評価制度の内容は、人事院勧告で5段階あり、そのランクに応じて昇級号俸数を決めるというもので、中身については今後検討していきたい。評価方法については、現段階では職員については係長、係長については課長、課長については部長が評価するという形を考えているということでした。

質疑を終え、討論では、賛成討論として、職員労働組合の交渉がまとまったことを受け、今後の検討課題についてはお互いに向き合いながら協議を行うこと、評価制度については職員の意見をきちんと吸収して評価のシステムを構築してほしいとの2点の要望がありました。他に、今回の給与条例の改正は、公務員としてのあり方にも影響を与えるものであり、その上に立つ四役の報酬審議会の開催を要求しての賛成討論もありました。

採決の結果、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の各議案については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第53号から議案第55号までの報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第53号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第54号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第55号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がぁっていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 委員長でしたので討論ができませんでしたので、議案第53号から議案第54号、議案第55号は関連があり、一括して反対討論いたします。

今議会大変論議になりました太宰府市職員の給与に関する条例及び特別職の給与等一部を改正する条例については、さまざまな問題点を含んでおります。12月議会で改正された2005年度の人事院勧告は、市職員の給与及び基本給0.3%の引き下げ及び扶養手当の減額でした。今回の条例改正された内容は、給与構造の見直しは俸給表を全国一律引き下げる50歳前後の職員給与の抑制を図る。0%から8%の地域手当の設定は、都市部は高く、太宰府市は低く設定されています。能力成果主義査定昇級の導入等、スト権のない公務員に賃金制度改悪を押しつけてきました。今回提案された新給与表への移行は、大きく給与水準を引き下げるものです。新俸給給与との間で講じる格差については、現在の給与水準が保障しているものの、新給与表での現在の給与水準の俸給に到達するには数年かかります。給与抑制策によって、期末勤勉手当、退職金にも大きな影響を与えるものです。生涯賃金として約1,200万円もの削減と言われていゝます。特に問題は、職員の昇級を勤務成績に応じて行い、昇級の区分を5段階設ける成果主義を導入し、昇級、昇格、期末勤勉手当、退職金など、職員間での格差を拡大することになる成果主義の評価制度の導入は問題です。成果主義の評価制度は、個別評価となるために、職場のチームワークが阻害されます。また、マイナス評価を隠ぺいする短期的な成果が求められるために失敗を恐れチャレンジ精神が衰退する、地味な部署や評価されない仕事を行う職員のやる気を阻害するなど、基本的な問題を抱えています。公務員は、全体の奉仕者として公正、中立、安定、継続性のある組織的な業務遂行が求められる公務職場ではなじまないと思ひます。また、公務員賃金の引き下げは、地域民間企業労働者の賃金に大きな影響を与え、地域経済にも影響を与えますので、反対です。

今回提案される特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、市長はじめ四役の調整手当を廃止し、それにかわる地域手当を支給するものです。私は、今回の職員給与改定については、基本給の最高支給額は46万300円です。一方、市長の報酬は91万9,000円で、2倍の格差が生じました。以前議会答弁で元市長さんが言った言葉があります。「市長、助役は父母であり、職員は我が子と思ひている。その子が困っているときに手を差し伸べるのが親の務めだ」

という給与問題での答弁をいただいたことがあります。職員給与が引き下がっているとき、特別職の報酬見直しを要求し、反対討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 議案第53号に賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、国の行財政改革や構造改革に伴うものですが、これは単に公務員の給与改正とだけとらえるものではなく、本格的な地方分権時代への地方自治体のあり方を示唆するものだと考えます。このような現状の中、職員の給与の改正がなされ、一方税制改正や介護保険など公的年金の改正で市民の負担は年々重くなり、さらに今年度からは減免制度の廃止、使用料の負担増など、多くの痛みを受けることになります。

以上のことから、市長以下四役、議員の特別職もその痛みを率先して分かち合い、その姿勢を示さなければならないと考えますので、特別職報酬審議会の開催を要求して、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 次に、12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 議案第53号につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回職員の給与に関する条例の一部改正が国の方針により行われました。確かに職員にとっては厳しい改正内容ではありますが、国の行財政改革の一環としてこれを無視するわけにもいけないと考えますことから、周辺の市町の動向も見据えた上、今回付託されました総務文教委員会委員といたしましては、本当に英断の思いで原案可決させていただきました。執行部におかれましては、周辺の自治体の対応もご考慮いただきまして、職員の士気に悪い影響を及ぼすことがないように、今後とも協議を重ねられ、温かいご裁断をお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時47分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただいま関連する内容として、議案第49号で一括して議案第54号、議案第55号を反対をしておりますので、討論については省略をいたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時48分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時48分

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時48分

~~~~~

再開 午後1時49分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第52 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について
国に意見書提出をお願いする請願

議長（村山弘行議員） 日程第52、請願第5号「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 昨年12月5日の本会議で環境厚生常任委員会に審査付託され、継続審査となっております請願第5号「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

本請願の審査において、委員からこの請願については過去に同じような請願が出ていないか確認してほしいとのことであったため、事務局に資料の提出を求めました。資料を確認した結果、平成14年に同じ表題で請願が上程され2度の継続審査を経て、平成15年3月の本会議において採択し、国に意見書を提出しておりました。

過去の請願及び意見書を参考に審査した結果、今回の請願要旨の2項目「上記制度の実現にあたって、消費税増税や庶民大増税をしないこと」については賛成できないが、請願本文を含めたその他の部分について、異議はないという意見がありました。

本請願の紹介議員の委員から、請願者にその旨を確認したいとのことでしたので、委員会を休憩し、確認いただいたところ、最低保障年金制度を創設することが目的であるため、請願要旨の2項目の「上記制度の実現にあたって消費税増税や庶民大増税をしないこと」の部分を除き、採択することについては差し支えないとのことでした。

よって、請願要旨の2項目を除くことで討論、採決を行った結果、討論はなく、委員全員一致で請願第5号については、一部を除き採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は一部採択です。委員長報告のとおり一部採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第5号は一部採択とすることに決定しました。

一部採択 賛成19名、反対0名 午後1時54分

~~~~~

日程第53と日程第54を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第53、請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」及び日程第54、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第53及び日程第54を一括議題とします。

日程第53及び日程第54は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、3月23日に委員全員出席のもと委員会を開き、関連する請願であるために一括して審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

委員に意見を求めたところ、採択に反対する意見や継続審査を求める意見が出されました。休憩をし、協議を行い、審査再開後、委員からは異議もなかったため、本請願を継続審査にすることについて採決を行いました。

その結果、請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」及び請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」ともに、大多数で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

請願第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対1名 午後1時57分

議長(村山弘行議員) 次に、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対1名 午後1時57分

~~~~~

日程第55 意見書第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

議長(村山弘行議員) 日程第55、意見書第1号「さらなる総合的な少子化対策を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第1号「さらなる総合的な少子化対策を求める意見書」につきましては、3月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本意見書は、国でもこれまで様々な少子化対策が講じられてきたにもかかわらず、少子化傾向に歯どめがかかっていないことから、国に対しさらなる総合的な少子化対策を具体的に求められたものです。

審査に当たっては、3月6日の本会議の質疑において、資料提出の要求がありました、6つの施策の4項目「子どもを預けやすい保育システムへの転換」という部分の具体的な考えについて、意見書提出議員から資料を提出いただきました。

協議において、4項目について、もう少し具体的に記載した方がいいのではないかという意見がありましたが、修正案の提出はありませんでした。

本意見書に対する協議を終え、討論はなく、意見書第1号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時01分

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第56 意見書第2号 「最低保障年金制度」の創設を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第56、意見書第2号「最低保障年金制度」の創設を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

安部陽議員。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部陽議員） 「最低保障年金制度」の創設を求める意見書について説明いたします。

なお、意見書を読みましてご説明にかえさせていただきます。

提出者安部陽。賛成者福廣和美議員、岡部茂夫議員、山路一恵議員、安部啓治議員、力丸義行議員。

「最低保障年金制度」の創設を求める意見書。

高齢者の生活を支える基本は公的年金です。高齢化社会を迎え、その充実は全国民の切実な要望となっています。しかし、今の年金制度がかかえる最大の問題は、なんといってもこのままでは、無年金者・低年金者が増えつづけるという問題です。さらに年金の格差が重大になっています。無年金者が現在でも60万人以上、また国民年金だけの人は909万人で、その平均月額額は4万6千円です。しかも、保険料を納める人の率は下がり続けており、平成15年度で納付率63.4%です。こうした年金制度の空洞化の状態は、厚生年金でも進行しており、加入者数は平成10年以来毎年減少しています。年金制度の空洞化は、放置すれば、ますます深刻な状態になるのは明らかです。

こうした時、平成17年7月27日に、指定都市市長会が「最低年金制度」創設の提案をされたことは、まことに時宜を得た、画期的な意義をもつものと考えます。

よって、政府におかれましては、下記の事項については是非とも実現していただきますよう強く要望いたします。

1 全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣小泉純一郎、厚生労働大臣川崎二郎です。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時19分

~~~~~

日程第57と日程第58を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第57、「太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について」及び日程第58、「太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第57及び日程第58を一括議題とします。

日程第57及び日程第58は各特別委員会に付託しておりましたので、各委員長の中間調査報告を求めます。

まず、太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告を求めます。

太宰府市まちづくり総合問題特別委員長 安部啓治議員。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

10番(安部啓治議員) それでは、平成17年度の太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告をいたします。

当委員会は、去る平成17年6月1日、同12月1日、平成18年3月6日の計3回委員全員出席のもと開催いたしました。

昨年の6月1日の委員会では、「各事業の財政計画と今後のまちづくりについて」議論を行いました。

委員から本市は第1次行革以降次々と改革を行ってきて、全国一行革は進んでいる自治体ということで評価され、マスコミにも取り上げられたことがあると、過去からの経過説明がありました。また、執行部から「太宰府夢未来ビジョン21」が出されているが、いつまでにどうするというような具体的な計画が全くないという意見や、今後のまちづくりを考える上で、まずは今後各事業の内容と財政計画について執行部に資料を整理していただき説明を受ける必要があるのではとの意見が出ています。

昨年の12月1日の委員会では、現在行っている事業の進捗状況等について執行部からの説明

を受けました。

まず、高雄中央通り線とその周辺整備についてです。

道路用地については、全体の67%が買収済みで、残り13件についても協議中であり、平成18年度中には買収完了予定とのことでした。

委員からの質問で、歩道は片側2mとのことだが、太宰府高校の生徒たちの自転車は歩道を通行できるのかとの問いに対して、自転車はあくまで軽車両であり、通行可とするには3.5mの幅員が必要であることから変更は困難なので、事故対策として学校側と十分協議していきたいとのことでした。

また、周辺の用途区域の見直しについては、区画整理、開発による面整備が伴わなければならない。それには隣接している筑紫野市との協議、高雄交差点を含めた都市計画道路の整備が必要であること。また、調整区域のままでも、区画整理で整備するにしても、高尾川の下流に当たる筑紫野市側から整備することが重要であるとのことでした。

高雄公園周辺道路整備については、公園奥は車での通り抜けが厳しいことから、上の団地と歩道で結ぶこと等が地元での話し合いでも出ており、将来必要だと考えているとのことでした。

高雄地区へのまほろば号の乗り入れについては、地域の方たちへのアンケート調査やいろいろな調査をしながら運行するかどうか判断したいと考えて、現時点では運行開始時期は明言できないということと、西鉄バスとの一部競合路線について本社と協議をしながら進めていることを確認しております。

次に、太宰府館の国博開館後の利用状況と人の流れについてです。

太宰府館への入り込みは地域の方以外で二、三割増加したとのことでした。また、観光プログラムをホームページに掲載したことから団体からの申し込みもきており、今後も有効な手だてを図っていきたいとの説明があっています。

次に、梅大路交差点から天満宮グラウンド近くの歩道が切れている箇所間の県道拡幅計画についてです。

昨年10月3日に馬場区、10月6日に新町区、五条区の地権者に説明会が行われ、延長約280mで現況の幅員7.5mを14mにして歩道を確保する予定で、地元の了解がとれても測量、用地買収を通して四、五年はかかるだろうということでした。市の負担割合は15%ですが、総工費は今のところ算定されていないとのことでした。

次に、国博開館後の周辺の交通渋滞緩和策についてです。

国博周辺の駐車場は約2,300台あり、正月三が日は北側アクセス道路沿いに民営で約200台分新設されるものを含め、市内に通常の1.6倍に当たる約3,800台分が確保できる見込みとのことでした。

委員からの意見として、今後筑紫野市との境界で歴史と文化の環境税による料金差によるトラブルが起こらないようにとの指摘があっています。

次に、県立看護専門学校跡地の取得についてです。

(仮称)JR太宰府駅設置の計画と優先順位が逆ではないかとの指摘があり、執行部から(仮称)JR太宰府駅の設置は現在ある事業の中で最優先事業という認識は変わっていないとの説明がありました。

今後、当特別委員会としては、(仮称)JR太宰府駅及び看護専門学校跡地購入後の佐野東地区のまちづくりに重点を置いて、さらなる調査研究を行うべきとの方向性を決定しました。

以上、簡単でございますが、委員会の中間調査報告とさせていただきます。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告を求めます。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会委員長 小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番(小柳道枝議員) 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告を行います。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会では、平成15年9月19日に特別委員会が設置されて以降、中学校給食導入、地域福祉、子育て支援などについて調査を行ってまいりました。また、平成16年3月議会、平成17年3月議会と2度にわたり中間調査報告を行ったところであります。

前回の中間調査報告では、中学校給食早期実施へ向けて取り組んでいただくことを強く要望いたしました。

その後、現在に至るまで6回の特別委員会を開催し、少子高齢化問題に関しては、平成17年1月18日に地域福祉計画について、いち早く実施計画を行われたました長崎県諫早市において、「いさはや健康と福祉のまちづくりプラン」を、翌1月19日には次世代育成支援計画について、先進地である佐世保市において、「次世代育成支援佐世保市行動計画・佐世保市エンゼルプラン」について行政視察を行いました。

また、中学校給食に関する視察については、平成17年6月19日、同年4月から民間センター方式を実施いたしました那珂川町へ、平成18年2月1日には、選択制ランチサービス事業として実施されました大野城市、さらには同年2月21日、選択制弁当給食を実施いたしております宇美町へ行政視察を行いました。

まず、少子高齢化問題に関しては、先進地への視察や本市の地域福祉計画・次世代育成支援計画に対する担当課からの説明を受け、両計画について調査研究を進めていくためには、各分科会で検討する必要があるとの結論に至りました。

そこで、両計画に対する分科会を設け、実施計画に対し当委員会において中間報告の取りま



とめを行い、平成17年9月28日に市執行部に対し提言をいたしました。

提言の内容は、次世代育成支援計画『にこにこプラン』の実施計画に対しては、子育て支援という本市の基本的な施策を遂行するための体制づくりや地域の子育てグループなどの支援、市民の自主的な活動の拡充、関係機関を含めたネットワークの形成を図る中核となる子育て支援センターが必要であり、“子育てしやすい魅力あるまち太宰府”としての将来に向け先行投資を行い、担当職員の人員体制・各施設の状況を把握し、迅速かつ適切に対応できるよう予算措置を講じるよう提言いたしました。

地域福祉計画の実施計画に対しては、基本計画に掲げる「福祉でまちづくり」の実現のための太宰府市独自の施策を具体的につくり、方向性を明確にさせていただくよう提言いたしました。

次に、中学校給食問題においては、前回の中間調査報告以降、3度にわたる行政視察を行い、大野城市・那珂川町・宇美町それぞれの方式を調査研究してまいりました。

平成17年9月2日の特別委員会において、担当課より中学校給食検討委員会の進捗状況について説明を求めたところ、8月23日の定例教育委員会において、給食は実施することが望ましく、実施内容は生徒の栄養バランスを含め、食の安全性や安全な食材の確保、食に対する衛生管理などに配慮した中学校給食の実施が必要との報告がなされました。

その後、太宰府市教育委員会では、当特別委員会・検討委員会からの中学校給食についての報告を受け、同10月17日に今後の中学校給食について、「中学校給食は実施することが望ましく、実施方式は『選択制弁当給食』とし、実施時期は平成18年度を目処として検討されたい」との議決結果を市長に提出されました。

12月1日に開催いたしました特別委員会において、教育部長より中学校給食についての経過報告の中で、本市における中学校給食の名称を「中学校ランチサービス」とし、内容についての予算編成も含め平成18年度開始をめどに検討中であるとの説明を受けました。

当特別委員会では、中学校給食実施に向け平成15年から3年間にわたり調査研究、また他市町村への視察を重ねてまいりました。その結果、担当課・中学校給食検討委員会・太宰府市教育委員会のご理解を得られ、中学校給食実施に向け大きく前進したものと確信いたしております。

本市においては、厳しい財政状況のもと、中学校給食実施に向け施設整備や業者選択など財政的負担も強いられることとは推測いたしますが、本市の中学校給食が生徒や保護者の多様な価値観にも柔軟に対応できるよう、各委員から次のような提言がなされました。

まず、食の安全・地産地消の食材をできるだけ利用するという考えで成長期である生徒の食育を考慮し、充実したメニューになるよう、栄養士の雇用のあり方にも配慮すること。次に、初期の設備投資には多少費用がかかるかもしれないが、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できるような設備の充実を図ること。さらに、保護者の負担面や注文方法・支払い方法の簡略化により注文数を上げる方法も考慮すること。以上のことに留意をし、給食が実施さ

れた際には、安定した中学校ランチサービス事業が実施できますよう、喫食数の確保にぜひ努力していただきたいと思います。

なお、本市においての中学校給食が導入された後も、当特別委員会としては引き続き経過を見守りながら調査研究を行ってまいります。

以上、中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

両特別委員会の中間調査報告は終わりました。

~~~~~

日程第59 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第59、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条の規定に基づき別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第60 閉会中の継続調査申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第60、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において決議されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成18年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成18年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後2時36分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年5月29日

太宰府市議会議長 村山 弘行

会議録署名議員 安部 陽

会議録署名議員 田川 武茂